

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（第6回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付））（10年債）】

銘柄	株式会社みずほフィナンシャルグループ第6回無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 20,000 百万円
各社債の金額(円)	金 1 億円
発行価額の総額(円)	金 20,000 百万円
発行価格(円)	各社債の金額 100 円につき金 100 円
利率(%)	年 0.997%
利払日	毎年 6 月 18 日および 12 月 18 日
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日(以下期限前償還期日という。))までこれをつけ、平成 27 年 12 月 18 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月および 12 月の各 18 日にその日までの前半が年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）後は利息をつけない。 (5) 本社債の利息の支払いについては、本項のほか、別記（（注）「7. 実質破綻時免除特約」）に定める実質破綻時免除特約および別記（（注）「8. 劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「14. 元利金の支払い」）記載のとおり。
償還期限	平成 37 年 6 月 18 日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成 37 年 6 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 当社は、払込期日以降、本号①に定める税務事由または本号②に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で期限前償還することができる。 ① 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。 ② 「資本事由」とは、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準に基づき当社の Tier 2 資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合（本社債の金額が Tier 2 資本に係る基礎項目として認識される金額に関する制限の超過を理由とする場合を除く。）をいう。

	(3) 本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還期日より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)「9. 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。 (4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (5) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、これを行うことができる。 (6) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)「7. 実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約および別記(注)「8. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「14. 元利金の支払い」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成27年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成27年6月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A+(取得日 平成27年6月12日)

入手方法: R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A(取得日 平成27年6月12日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがある。

4. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第 702 条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

7. 実質破綻時免除特約

(1) 当社について本(1)①に定める実質破綻事由が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第 1 項および別記「償還の方法」欄第 2 項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から本(1)②に定める債務免除日までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本（注）7において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。

① 「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が当社について、預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。

② 「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後 10 銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の関連当局との協議のうえ決定する日をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当社はその旨、債務免除日および本社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、債務免除日の前日までに本（注）9 に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。

(3) 実質破綻時免除特約に反する支払いの禁止

実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に対して返還する。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払いは、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件

を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1) ③を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1) ①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1) ①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 上記(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1) ③を除き上記(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1) ①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。) 、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1) ①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1) の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

9 . 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

10 . 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）8(2)の規定に反しない範囲で、本（注）5を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

12. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）9に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）9に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）12に定める社債権者集会に関する費用

14. 元利金の支払い

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（第6回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付））（10年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 （百万円）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	16,800	1．引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,600	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,600	
計	-	20,000	-

（注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下金商業等府令という。）第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹会社であるみずほ証券株式会社は当社の子法人等に該当する。みずほ証券株式会社は、当社が95.80%出資する連結子会社である。本社債の発行価格および利率（以下発行価格等という。）の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下独立引受幹事という。）とし、独立引受幹事が主幹会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じた。また、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

（2）【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付））（10年債）】

銘柄	株式会社みずほフィナンシャルグループ第7回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 10,000 百万円
各社債の金額(円)	金 1 億円
発行価額の総額(円)	金 10,000 百万円
発行価格(円)	各社債の金額 100 円につき金 100 円
利率(%)	1. 平成 27 年 6 月 18 日の翌日から平成 32 年 6 月 18 日まで 年 0.67% 2. 平成 32 年 6 月 18 日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第 2 項で定義する 6 ヶ月ユーロ円ライボーに 0.30% を加算したものとする。
利払日	毎年 6 月 18 日および 12 月 18 日
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日(以下期限前償還期日という。))までこれをつけ、平成 27 年 12 月 18 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月および 12 月の各 18 日(第 1 回の利息支払期日を含め以下支払期日という。)にその日までの前半が年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 平成 27 年 6 月 18 日の翌日から平成 32 年 6 月 18 日までの間において半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 平成 32 年 6 月 18 日の翌日以降の各利息計算期間(本欄第 2 項に定義する。以下同じ。)について、各社債権者が各口座管理機関(別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。)に保有する各社債の金額の総額(以下各社債の金額の総額という。)について支払われる利息金額は、各社債の金額の総額に別記「利率」欄第 2 項の規定に基づき決定される利率および当該利息計算期間の実日数を分子とし 360 を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 (5) 償還期日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。)後は利息をつけない。 (6) 本社債の利息の支払いについては、本項のほか、別記((注)「7. 実質破綻時免除特約」)に定める実質破綻時免除特約および別記((注)「8. 劣後特約」)に定める劣後特約に従う。

	2. 各利息計算期間の適用利率の決定 (1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、支払期日の翌日から次回の支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下利率基準日という。) のロンドン時間午前11時現在のロイター3750 頁 (ICE Benchmark Administration Limited (または下記レート の管理を承継するその他の者) が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの 3750 頁またはその承継頁をいい、以下ロイター3750 頁という。) に表示されるロンドン銀行間市場における円の6 ヶ月預金のオファード・レート (以下6 ヶ月ユーロ円ライボーという。) に別記「利率」欄第2項に定める所定のスプレッドを加算したものとし、各利率基準日の翌日 (東京における銀行休業日にあたるときは、その翌日。以下利率決定日という。) に当社がこれを決定する。 (2) 利率基準日に、6 ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750 頁に表示されない場合またはロイター3750 頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日にすべての利率照会銀行 (その利率基準日の前日 (ロンドンにおける銀行休業日にあたるときは、その前日。) のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750 頁に表示された6 ヶ月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供し、それが使用された銀行をいい、以下利率照会銀行という。) の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場において利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6 ヶ月預金のオファード・レート (以下提示レートという。) の提示を求め、その平均値 (上位および下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。) を当該利息計算期間に適用される6 ヶ月ユーロ円ライボーとする。 (3) 本項第(2)号の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6 ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値 (算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。) とする。 (4) 本項第(2)号の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6 ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日の前日 (ロンドンにおける銀行休業日にあたるときは、その前日。) のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750 頁に表示された6 ヶ月ユーロ円ライボーとする。 (5) 当社は別記 ((注) 「 5 . 財務代理人、発行代理人および支払代理人 」) に定める財務代理人に本項第(1)号ないし本項第(4)号に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。 (6) 当社および財務代理人はその本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内 (利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。) に、上記により決定された本社債の利率等を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。ただし、当社については、当該利率等を自らのホームページ上に掲載することをもって、これに代えることができるものとする。 3. 利息の支払場所 別記 ((注) 「 14 . 元利金の支払い 」) 記載のとおり。
償還期限	平成 37 年 6 月 18 日

償還の方法	1．償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成 37 年 6 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 本社債の元金は、平成 32 年 6 月 18 日以降に到来するいずれかの支払期日(別記「利息支払の方法」欄第 1 項に定義する支払期日をいう。)に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で期限前償還することができる。 (3) 当社は、払込期日以降、本号①に定める税務事由または本号②に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で期限前償還することができる。 ① 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。 ② 「資本事由」とは、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準に基づき当社の Tier 2 資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合(本社債の金額が Tier 2 資本に係る基礎項目として認識される金額に関する制限の超過を理由とする場合を除く。)をいう。 (4) 本項第(2)号または第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還期日より前の 25 日以上 60 日以内に必要事項を別記((注)「9．社債権者に通知する場合の公告の方法」)に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。 (5) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (6) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、これを行うことができる。 (7) 本社債の償還については、本項のほか、別記((注)「7．実質破綻時免除特約」)に定める実質破綻時免除特約および別記((注)「8．劣後特約」)に定める劣後特約に従う。 3．償還元金の支払場所 別記((注)「14．元利金の支払い」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成 27 年 6 月 12 日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成 27 年 6 月 18 日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A+(取得日 平成27年6月12日)

入手方法: R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A(取得日 平成27年6月12日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」

(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することがある。

4. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

7. 実質破綻時免除特約

(1) 当社について本(1)①に定める実質破綻事由が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項および別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から本(1)②に定める債務免除日までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。)の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。

① 「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が当社について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。

② 「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の関連当局との協議のうえ決定する日をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当社はその旨、債務免除日および本社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、債務免除日の前日までに本(注)9に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。

(3) 実質破綻時免除特約に反する支払いの禁止

実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に対して返還する。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払いは、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、(i)本社債に基づく債権、(ii)本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii)本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、(i)本社債に基づく債権、(ii)本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii)本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、(i)本社債に基づく債権、(ii)本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii)本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1)①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1)①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、(i)本社債に基づく債権、(ii)上記(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1)③を除き上記(1)と実質的に同

じ条件を付された債権は、上記(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1)①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1)①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

9. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

10. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)8(2)の規定に反しない範囲で、本(注)5を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

12. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)9に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)9に定める公告に関する費用

(2) 本(注)12に定める社債権者集会に関する費用

14. 元利金の支払い

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付））（10年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 （百万円）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	8,400	1．引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	800	
計	-	10,000	-

（注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下金商業等府令という。）第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社であるみずほ証券株式会社は当社の子法人等に該当する。みずほ証券株式会社は、当社が95.80%出資する連結子会社である。本社債の発行価格および利率（以下発行価格等という。）の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下独立引受幹事という。）とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じた。また、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

（2）【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（第8回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付））（15年債）】

銘柄	株式会社みずほフィナンシャルグループ第8回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 20,000 百万円
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	金 20,000 百万円
発行価格（円）	各社債の金額 100 円につき金 100 円
利率（％）	年 1.403％
利払日	毎年 6 月 18 日および 12 月 18 日
利息支払の方法	1．利息の計算期間 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下期限前償還期日という。））までこれをつけ、平成 27 年 12 月 18 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月および 12 月の各 18 日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）後は利息をつけない。 (5) 本社債の利息の支払いについては、本項のほか、別記（（注）「7．実質破綻時免除特約」）に定める実質破綻時免除特約および別記（（注）「8．劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 2．利息の支払場所 別記（（注）「14．元利金の支払い」）記載のとおり。
償還期限	平成 42 年 6 月 18 日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成 42 年 6 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 当社は、払込期日以降、本号①に定める税務事由または本号②に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で期限前償還することができる。 ① 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。 ② 「資本事由」とは、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準に基づき当社の Tier 2 資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合（本社債の金額が Tier 2 資本に係る基礎項目として認識される金額に関する制限の超過を理由とする場合を除く。）をいう。

	(3) 本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還期日より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)「9. 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。 (4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (5) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、これを行うことができる。 (6) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)「7. 実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約および別記(注)「8. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「14. 元利金の支払い」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成27年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成27年6月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A+(取得日 平成27年6月12日)

入手方法: R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A(取得日 平成27年6月12日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがある。

4. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第 702 条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

7. 実質破綻時免除特約

(1) 当社について本(1)①に定める実質破綻事由が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第 1 項および別記「償還の方法」欄第 2 項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から本(1)②に定める債務免除日までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本（注）7において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。

① 「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が当社について、預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。

② 「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後 10 銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の関連当局との協議のうえ決定する日をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当社はその旨、債務免除日および本社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、債務免除日の前日までに本（注）9 に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。

(3) 実質破綻時免除特約に反する支払いの禁止

実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に対して返還する。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払いは、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1)③を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)①乃至④と実質的に同じ条件

を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1) ③を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1) ①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1) ①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 上記(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1) ③を除き上記(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1) ①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。) 、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1) ①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1) の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

9 . 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

10 . 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）8(2)の規定に反しない範囲で、本（注）5を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

12. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）9に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）9に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）12に定める社債権者集会に関する費用

14. 元利金の支払い

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6【社債の引受け及び社債管理の委託（第8回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付））（15年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 （百万円）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	16,800	1．引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,600	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,600	
計	-	20,000	-

（注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下金商業等府令という。）第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹会社であるみずほ証券株式会社は当社の子法人等に該当する。みずほ証券株式会社は、当社が95.80%出資する連結子会社である。本社債の発行価格および利率（以下発行価格等という。）の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下独立引受幹事という。）とし、独立引受幹事が主幹会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じた。また、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

（2）【社債管理の委託】

該当事項なし

7【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
50,000	350	49,650

（注） 上記金額は、第6回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）、第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）および第8回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）の合計金額であります。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,650百万円は、子銀行に対する劣後融資金として、平成27年度上期中を目途に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月27日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月17日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年9月10日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日(平成27年6月12日)までの間において生じた変更は以下の通りであります。変更箇所は__野で示しております。

なお、以下の記載に含まれる将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであり、当該有価証券報告書等のその他の部分に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月12日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

4 事業等のリスク

2. 業務面等に関するリスク

(2) その他のリスク

- ④ 米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国（イラン、スーダン、シリア。以下、「指定国」という。）と事業を行うことが一般的に禁止されており、当社グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融やコルレス口座の維持等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、イランには、駐在員事務所を設置しています。指定国に関係するこれらの業務は、当社グループ全体の事業、業績及び財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

しかしながら、米国の 2010 年イラン包括制裁法（Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010）および 2012 年度ならびに 2013 年度の国防授權法（the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012/2013）のように、指定国での取引に関わる者への規制が今後も強化されていく可能性があります。日本の法令も含め、当社グループはこれらの法令を遵守する態勢を整備しておりますが、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼすような、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。また、顧客や投資家を失う、ないしは当社グループのレピュテーションが毀損することで、当社グループの事業又は当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほフィナンシャルグループ本店

（東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし